

改 正 案		現 行
	（人体頭部における比吸収率の許容値）	（人体頭部における比吸収率の許容値）
第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広域移動無線アクセスシステム（電気通信業務を行うことを目的として、一、五四五MHzを超える、六二五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行う基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものも含む。）を行うものをいう。以下同じ。）の陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の一十三の一に規定する携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）の無線設備（伝送情報が電話（音響の放送を含む。以下この項において同じ。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。）は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率（電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下同じ。）を毎キログラム当たり一ワット以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。	第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広域移動無線アクセスシステム（電気通信業務を行うことを目的として、一、五四五MHzを超える、六二五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行う基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものも含む。）を行うものをいう。以下同じ。）の陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）の無線設備（伝送情報が電話（音響の放送を含む。以下この項において同じ。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。）は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率（電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下同じ。）を毎キログラム当たり一ワット以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。	
2 一・二 (略)	(略)	2 一・二 (略)
第二節・第三節 (略)	第二節・第三節 (略)	第二節・第三節 (略)
第三章 受信設備	第三章 受信設備	第三章 受信設備
第二十四条（副次的に発する電波等の限度）	第二十四条（副次的に発する電波等の限度）	第二十四条（副次的に発する電波等の限度）
第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。	第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。	第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。
28 (略)	28 (略)	28 (略)
29 第四十九条の一十三の一に規定する携帯移動地球局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。	第二十五条（第四十九条の一十一） (略)	第二十五条（第四十九条の一十一） (略)
第四節の二十 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備 (携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備)	第四節の二十 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備 (携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備)	第四節の二十 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備 (携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備)
第四十九条の一十三 (略)	第四十九条の一十三 (略)	第四十九条の一十三 (略)
第四十九条の一十三の一 対地静止衛星に開設する人工衛星局（インマルサット）		

ト人工衛星局を除く。) の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で一、六二六・五GHzから一、六六〇・五GHzまでの周波数の電波を送信し、一、五一・五GHzから一、五五九GHzまでの周波数の電波を受信する無線設備は、次の条件に適合すること。

一 一般的条件

- イ 携帯基地地球局と通信を行う個々の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別されるものであること。
- ロ 携帯移動地球局が通話のために使用する周波数は、携帯基地地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。

二 送信装置の条件

- イ 变調方式は、四相位相変調、一六値振幅位相変調又は二二値振幅位相変調であること。
- ロ 送信速度は、次のいずれかの値であること。
 - 每秒四六、八〇〇ビット、毎秒一八七、一〇〇ビット、毎秒一三四、〇〇〇ビット、毎秒四六八、〇〇〇ビット又は毎秒五八五、〇〇〇ビット

三 受信装置の条件

- シ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(1) 一四デシベル以上であること。
- 四 送信又は受信する電波の偏波は左旋円偏波であること。
- 五 前各号までに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

(略)

別表第二号（第6条関係）

第1～第62 (略)

第63 第49条の23の2に規定する携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) チャネル間隔が 31.25 kHz のもの	31.25 kHz
(2) チャネル間隔が 62.5 kHz のもの	62.5 kHz
(3) チャネル間隔が 125 kHz のもの	125 kHz
(4) チャネル間隔が 156.25 kHz のもの	156.25 kHz

(略)

別表第二号（第6条関係）

第1～第62 (略)

別表第三号（第7条関係）

1~40 (略)

41 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、35、36、40 及び 54 の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

42~53 (略)

54 第49条の23の2に規定する携帯移動地球局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 最大等価等方輻射電力が15dBW以下の送信設備

ア 不要発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1,000MHz 以下	任意の100kHz幅における尖頭電力が (-) 66dBW以下
1,000MHz を超え1,559 MHz 以下	任意の1MHz幅における平均電力が (-) 61dBW以下
1,559MHz を超え1,605 MHz 以下	任意の1MHz幅における平均電力が (-) 70dBW以下
1,605MHz を超え1,612.5MHz 以下	任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-70 + 23/15 (f - 1605) \text{ dBW}$
1,612.5MHz を超え1,616.5MHz 以下	任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-55 + 5/4 (f - 1612.5) \text{ dBW}$
1,616.5MHz を超え1,621.5MHz 以下	任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-50 + 4/5 (f - 1616.5) \text{ dBW}$
1,621.5MHz を超え1,624.5MHz 以下	任意の30kHz幅における平均電力が (-) 60dBW以下
1,624.5MHz を超え1,625.125MHz 以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-60 + 5 (f - 1624.5) \text{ dBW}$
1,625MHz を超え1,625.125MHz 以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-57.5 + 12/5 (f - 1625) \text{ dBW}$

別表第三号（第7条関係）

1~40 (略)

41 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、35、36 及び 40 の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

42~53 (略)

<u>1,625.125MHz を超え 1,625.8MHz 以下</u>	任意の30kHz 幅における平均電力が 次の式により求められる値以下 $-57.2 + 32/3 (f - 1625.125) \text{ dBW}$
<u>1,625.8MHz を超え1,626MHz 以下</u>	任意の30kHz 幅における平均電力が 次の式により求められる値以下 $-50 + 15 (f - 1625.8) \text{ dBW}$
<u>1,626MHz を超え1,626.2MHz 以下</u>	任意の30kHz 幅における平均電力が 次の式により求められる値以下 $-47 + 35 (f - 1626) \text{ dBW}$
<u>1,626.2MHz を超え1,626.5MHz 以下 1,626.5MHz を超え1,626.5MHz 以下</u>	任意の30kHz 幅における平均電力が (-) 40 dBW 以下 任意の3kHz 幅における平均電力 が、それぞれ次の値以下 (1) Δf が 0kHz を超え 25kHz 以下の場合は、次の式で算出した 値以下 $-3/5 \Delta f [\text{dBW}]$ (2) Δf が 25kHz を超え 125kHz 以下の場合は、次の式で算出した 値以下 $-15 - 7/20 (\Delta f - 25) [\text{dBW}]$ (3) Δf が 125kHz を超え 425kHz 以下の場合は、(-) 50 dBW 以下 (4) Δf が 425kHz を超え 1,500kHz 以下の場合は、次の式で算出 した値以下 $-50 - 3/215 (\Delta f - 425) [\text{dBW}]$ (5) Δf が 1,500kHz を超え 36,000 kHz 以下の場合は、(-) 65 dB 以下
<u>1,662.5MHz を超え1,665.5MHz 以下</u>	任意の30kHz 幅における平均電力が (-) 60 dBW 以下
<u>1,665.5MHz を超え1,670.5MHz 以下</u>	任意の100kHz 幅における平均電力 が (-) 60 dBW 以下
<u>1,670.5MHz を超え1,6</u>	任意の300kHz 幅における平均電力

80.5MHz 以下	が (-) 60 dBW 以下
1,680.5MHz を超え 1,690.5MHz 以下	任意の 1 MHz 幅における平均電力が (-) 60 dBW 以下
1,690.5MHz を超え 2,50MHz 以下	任意の 3 MHz 幅における平均電力が (-) 60 dBW 以下
2,250MHz を超え 12.75 GHz 以下	任意の 3 MHz 幅における尖頭電力が (-) 60 dBW 以下

注 1 f は、MHz を単位とする周波数とする。

注 2 Δf は、kHz を単位とする占有周波数帯幅の許容値の端からの離調周波数とする。

イ 高調波発射の強度の許容値は、任意の 3 MHz 幅の等価等方輻射電力が (-) 38 dBW 以下である値とする。

(2) 最大等価等方輻射電力が 15 dBW を超える送信設備

ア 不要発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
230MHz 以下	任意の 100 kHz 幅における尖頭電力 が (-) 85.6 dBW 以下
230MHz を超え 1,000MHz 以下	任意の 100 kHz 幅における尖頭電力 が (-) 78.6 dBW 以下
1,000MHz を超え 1,559 MHz 以下	任意の 100 kHz 幅における平均電力 が (-) 71 dBW 以下
1,559MHz を超え 1,605 MHz 以下	任意の 1 MHz 幅における平均電力が (-) 70 dBW 以下
1,605MHz を超え 1,610 MHz 以下	任意の 100 kHz 幅における平均電力 が、次の式で算出した値以下 $-80 + 34/5 (f - 1605) [dBW]$
1,610MHz を超え 1,625.8MHz 以下	任意の 100 kHz 幅における平均電力 が (-) 46 dBW 以下
1,625.8MHz を超え 1,661.2MHz 以下	任意の 3 kHz 幅における平均電力 が、それぞれ次の値以下 (1) Δf が 0 kHz を超え 10 kHz 以下の場合は、5 dBW 以下 (2) Δf が 10 kHz を超え 20 kHz 以下の場合は、(-) 10 dBW 以

	下
	(3) Δf が 20 kHz を超え 100 kHz 以下の場合は、(–) 15 dBW 以下
	(4) Δf が 100 kHz を超え 200 kHz 以下の場合は、(–) 25 dBW 以下
	(5) Δf が 200 kHz を超え 700 kHz 以下の場合は、(–) 35 dBW 以下
	(6) Δf が 700 kHz を超える場合は、(–) 45 dBW 以下
$1,661.2 \text{ MHz}$ を超え $1,690 \text{ MHz}$ 以下	任意の 100 kHz 幅における平均電力が(–) 46 dBW 以下
$1,690 \text{ MHz}$ を超え $3,400 \text{ MHz}$ 以下	任意の 100 kHz 幅における平均電力が(–) 71 dBW 以下
$3,400 \text{ MHz}$ を超え 10.7 GHz 以下	任意の 100 kHz 幅における平均電力が(–) 65 dBW 以下
10.7 GHz を超え 21.2 GHz 以下	任意の 100 kHz 幅における平均電力が(–) 59 dBW 以下
21.2 GHz を超え 40 GHz 以下	任意の 100 kHz 幅における平均電力が(–) 53 dBW 以下

注1 f は、MHzを単位とする周波数とする。

注2 Δf は、kHzを単位とする占有周波数帯幅の許容値の端からの離調周波数とする。

イ 高調波発射の強度の許容値は、任意の 100 kHz 幅の等価等方輻射電力が(–) 38 dBW 以下である値とする。

55 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から54までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

54 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から53までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。